

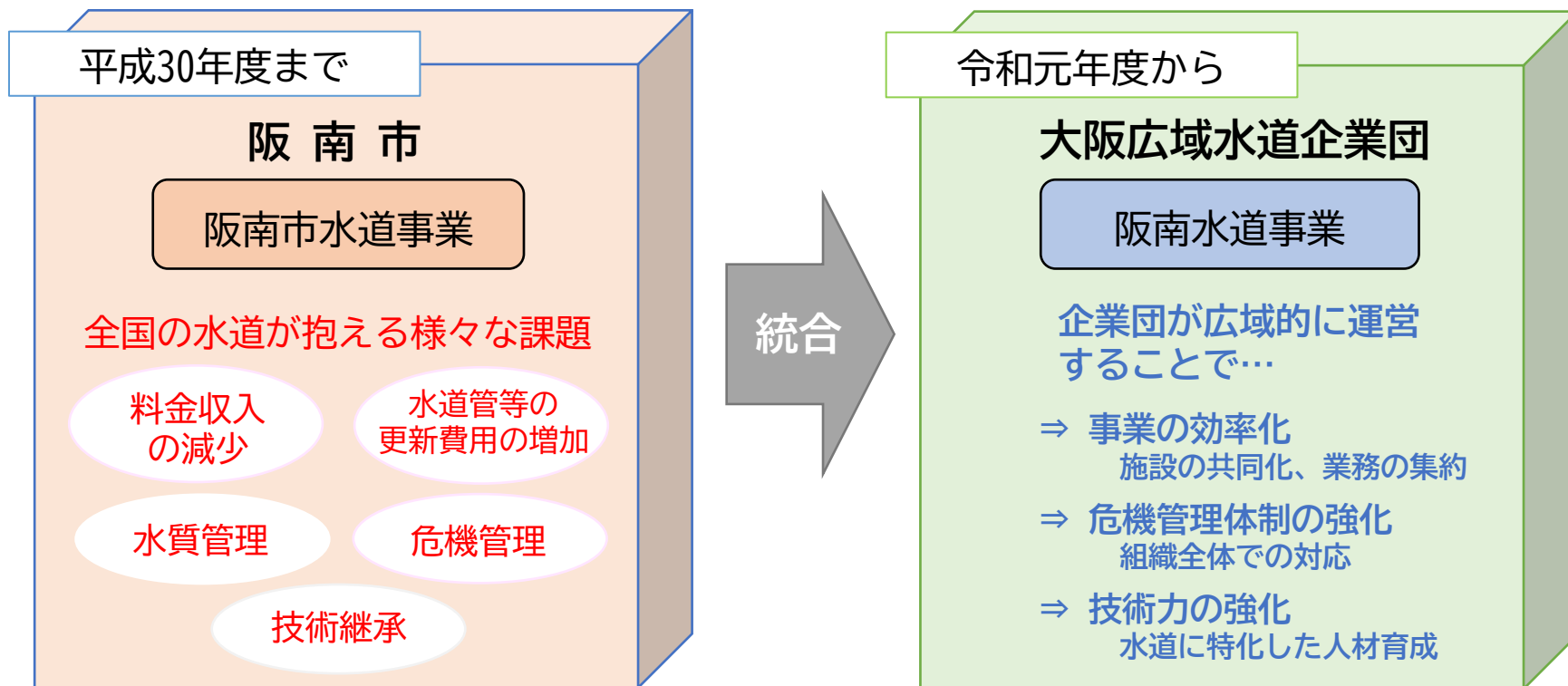
水道料金の改定について

- 1 阪南水道事業について
- 2 水道料金の改定の概要について
- 3 水道料金の値上げについて
- 4 水道料金体系の変更について
- 5 改定後の料金について

令和7年9月7日
大阪広域水道企業団

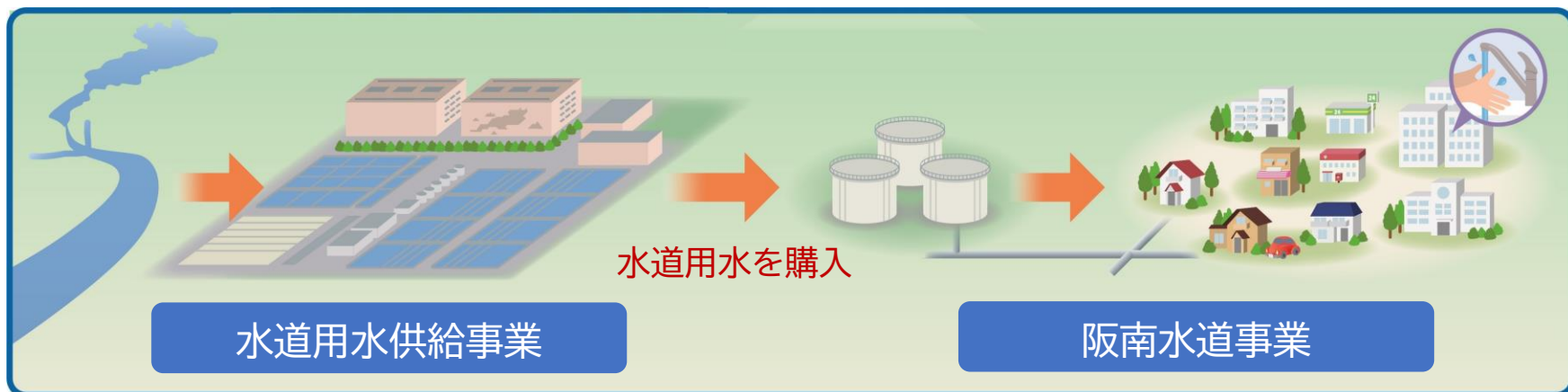
1 阪南水道事業について（大阪広域水道企業団による運営）

- 阪南市の水道事業は、令和元年度に大阪広域水道企業団（以下「企業団」）と統合し、阪南水道事業として企業団が運営しています。
- 企業団は、大阪市を除く府内42市町村によって設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。消防組合等と同様に行政の特定の業務を広域的に実施しています。
- 企業団では府内42市町村に水道用水を供給しています。さらには阪南市を含む府内19市町村の水道事業を運営しています。



1 阪南水道事業について（水道水が蛇口に届くまで）

- 水道水は、水源の水を浄水場で浄水処理し、水道管やポンプ施設を通して各地域の配水池まで送られ、さらにご家庭などへ届けられています。
- 阪南水道事業には独自の水源、浄水場がなく、企業団の水道用水供給事業から供給される水道用水を購入しています（この費用を受水費といいます）。
- 企業団の水道用水供給事業では、淀川の水を浄水処理し、阪南水道事業との分岐点まで送水しています。
- 企業団の水道用水は、大阪市を除く府内42市町村に同一料金で供給しています。



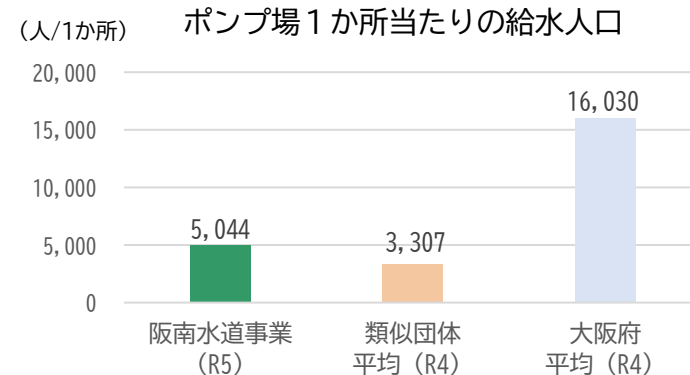
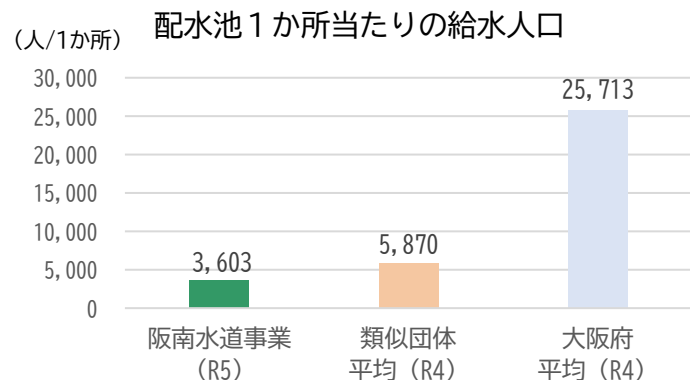
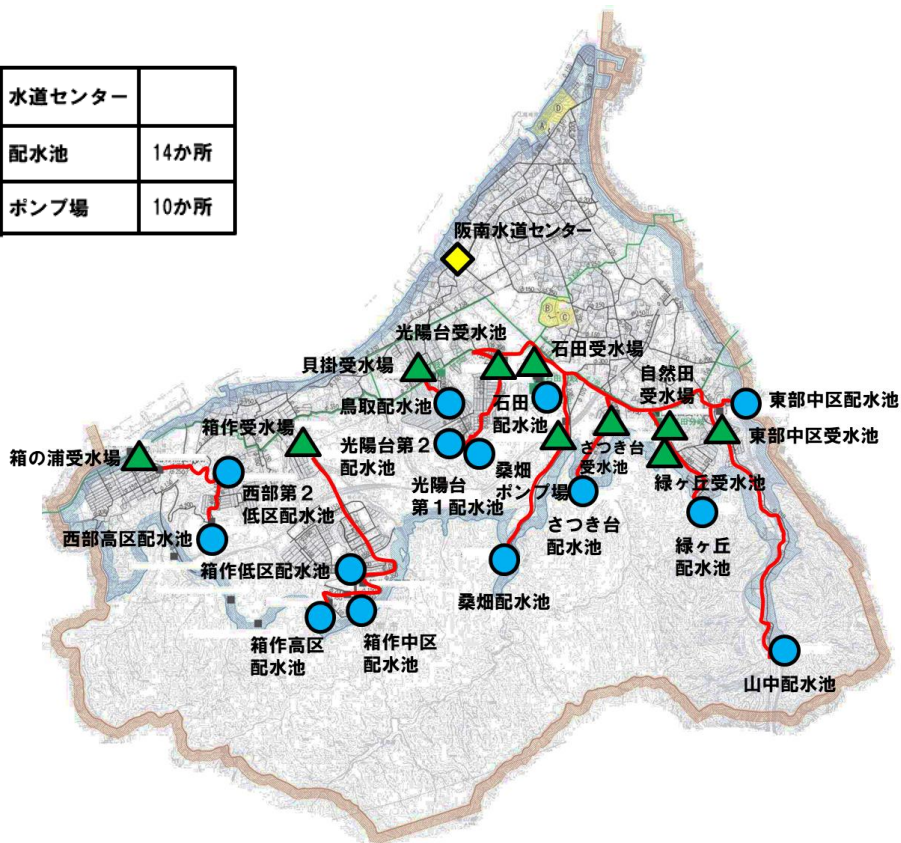
※水道用水供給事業の浄水場は村野浄水場（枚方市）、庭窪浄水場（守口市）、三島浄水場（摂津市・吹田市）があります。阪南水道事業には主に村野浄水場の水道用水が供給されています。

1 阪南水道事業について（水道水が蛇口に届くまで）

- 阪南水道事業の給水区域は、沿岸部の市街地から住宅開発が進んだ丘陵部まで広くまたがっており、水道水をお届けするには水道施設（配水池、ポンプ場、水道管など）を数多く配置する必要があります。そのため、施設の維持管理の費用が高くなりやすい状況です。
- 阪南市内の水道管の距離は約283kmにも及びます。

給水区域・水道施設の位置

	水道センター	
	配水池	14か所
	ポンプ場	10か所

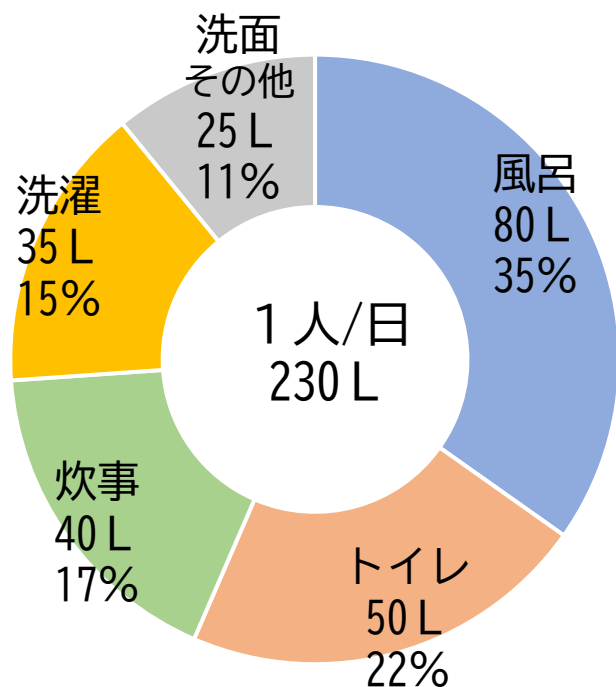


・類似団体：給水人口規模の類似性に基づく総務省の水道事業者（全国）の区分。阪南水道事業はA 4 区分（給水人口 5 万人以上10 万人未満）

1 阪南水道事業について（水道水の使用状況）

- 家庭内で1日に使用する水道水の量を1人当りに換算すると約230 Lとなります。
- 会社や学校、飲食店や公園など家庭外での使用量は約70 Lで、合わせて1人当たり1日300 Lの水が使われています。（使用する頻度や水量には個人差があります。）

家庭内での水道水の用途別使用割合



阪南市の使用者の場合

生活用水の1世帯1月当たりの
平均使用水量

約18m³

最も多い使用者層

家事用・メーター口径20mm
1月当たりの使用水量19m³

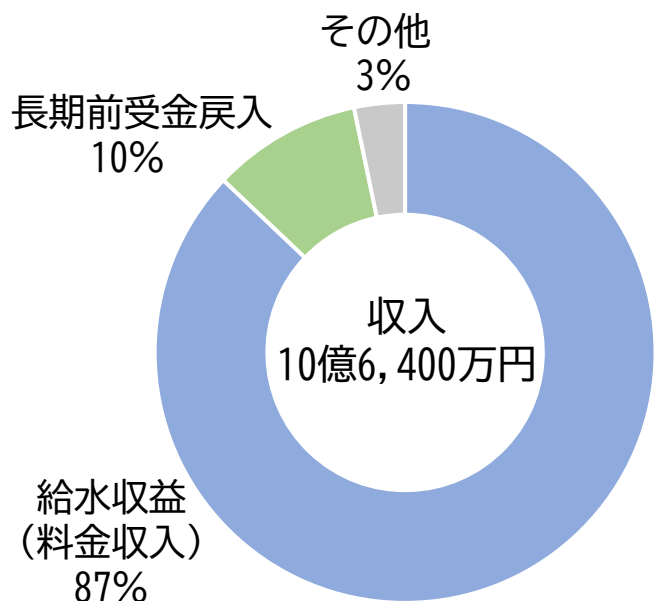
【出典】 令和5年度大阪府の水道の現況ほか
(大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 2025年3月)

【出典】 いま知りたい水道－日本の水道を考える－
(厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 2023年3月)

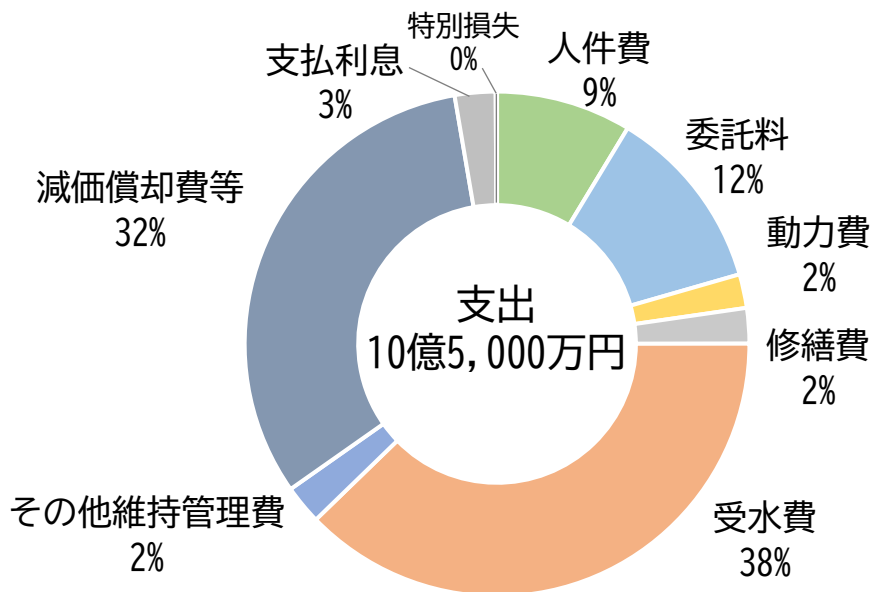
1 阪南水道事業について（水道事業の経営）

- ・ 水道事業は水道料金をもって経営する独立採算制です。
- ・ 水道事業にかかる費用は水道をご使用の皆様にお支払いただく水道料金で賄っています。

阪南水道事業の収益的収支の状況(令和5年度)



内 訳 (千円)		
給水収益	長期前受金戻入	その他
926,747	102,666	34,892

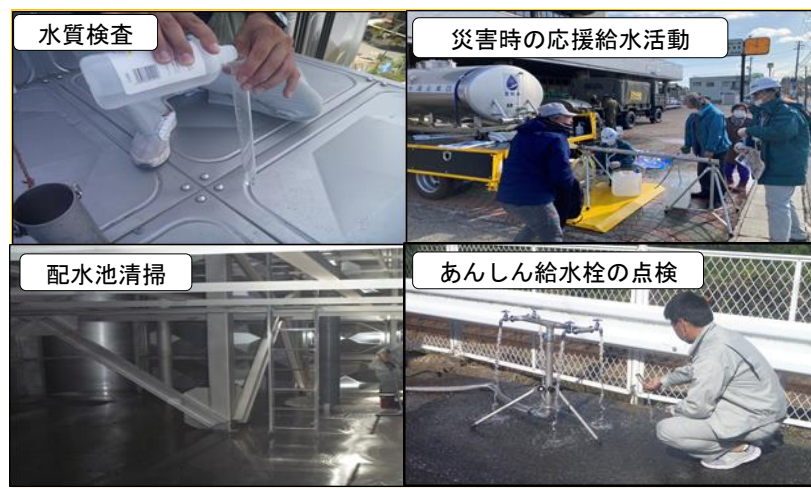
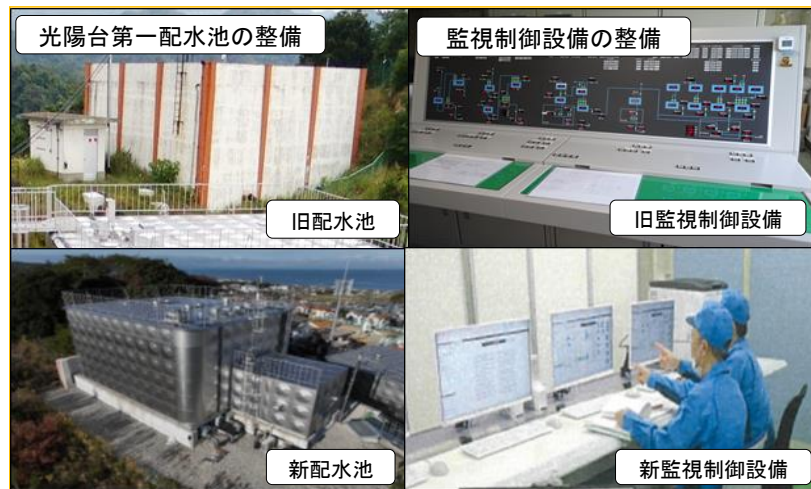


内 訳 (千円)									
人件費	委託料	動力費	修繕費	受水費	その他維持管理費	減価償却費等	支払利息	特別損失	
90,998	124,772	22,710	23,834	396,561	26,291	336,616	27,413	897	

- ・ 収支の差額は利益（積立金）として翌年度以降の支出の財源となります。
- ・ 長期前受金戻入：資産取得時に財源とした国補助金、負担金等を減価償却費に対応して収益化したもの
- ・ 減価償却費：固定資産の取得原価を当該資産の耐用年数によって定期的に費用として配分し、これと同額を資産の簿価から減らしていく会計上の手続き

1 阪南水道事業について（水道料金の具体的な使途）

- 水道料金は、受水費、検針業務等の委託費など営業活動に必要な費用や、安全な水道水を安定的に供給し続けるための水道施設の維持管理、更新・耐震化の費用に充てられています。



1 阪南水道事業について（現在の水道料金）

- ・ 家事用（水道メーターの口径13mm）として1か月に20m³の水道水を使用したときの水道料金は3,122円（税込）です。
- ・ これまで
 - 平成29年4月に平均▲2%の値下げ
 - 平成16年4月に平均8.98%の値上げ（20年間水道料金の値上げを行っていません。）

●現在の料金制度の概要

- ・ 阪南水道事業として個別に料金を設定
- ・ 水道料金は、「基本料金」、「従量料金」、「水道メーター使用料」で構成
- ・ 基本料金は用途別（家事用、営業用など）
- ・ 基本料金には基本水量を含む。
（家事用の場合は8m³/月）

●下水道を使用している場合は、水道料金と下水道使用料を合わせて請求・徴収

《1か月に20m³使用したとき》

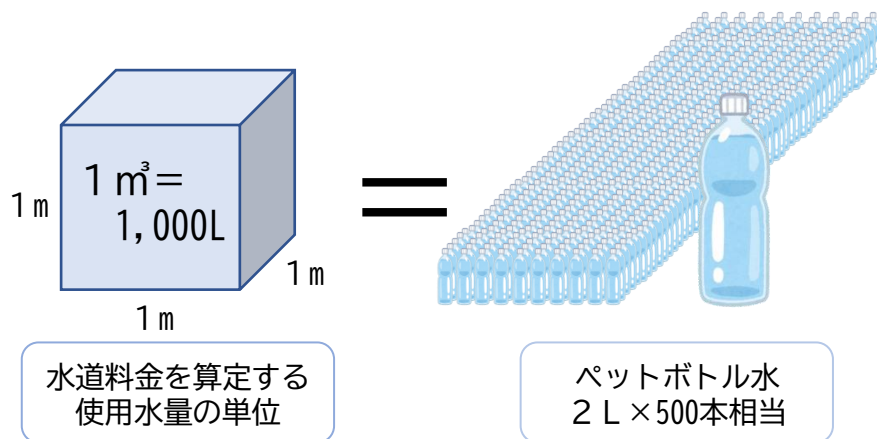
3,122円（水道）+2,876円（下水道）

=5,998円（いずれも税込）

※今回、下水道使用料の改定はありません。

1m³あたり**181円**※¹で水道水を蛇口までお届けしています。

（1Lあたり0.181円）



**水道料金は
ペットボトル水の価格の約400分の1以下です※²**

※¹ 令和5年度 給水収益 9億2,700万円 ÷ 有収水量 511万m³ = 181円で計算した単価

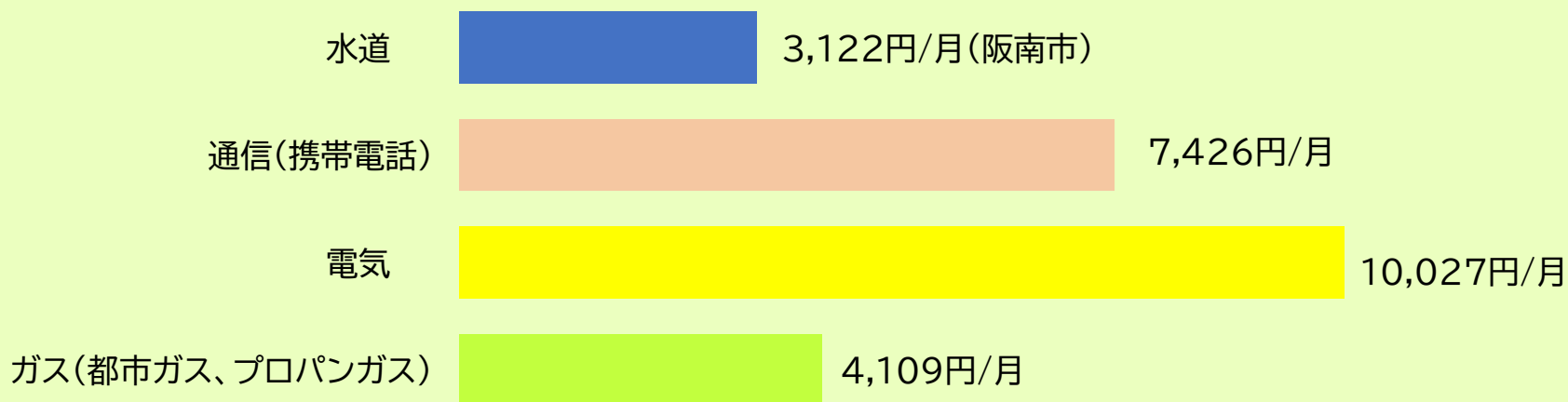
※² 2Lのミネラルウォーターの単価を144円/本として計算
小売物価統計調査（動向編）2025年5月参照

1 阪南水道事業について（現在の水道料金）

他の公共料金との比較

- 水道料金は他の公共料金と比べても低い傾向にあります。

公共料金の比較



- 通信（携帯電話）、電気、ガス（都市ガス、プロパンガス）の料金は全国値です。
「家計調査/家計収支編 総世帯 詳細結果表 調査年月2024年 総務省統計局」から算出しています。
- ※ 電気、ガスの料金には国の電気・ガス価格激変緩和対策による値引きが反映されています。

2 水道料金の改定の概要について

- ・ 阪南水道事業の水道料金については、令和8年4月から「料金の値上げ」と「料金体系の変更」を内容とする改定を行う予定です。
- ・ 詳しくは次ページ以降でご説明します。

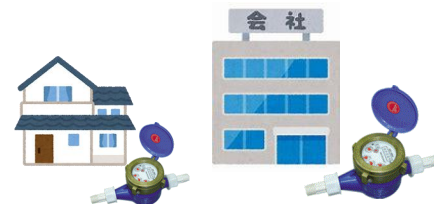
料金の値上げ

- ◆ 財政収支が恒常的な赤字となる状況を踏まえ、資金の不足が生じる令和8年度から令和12年度までを料金算定期間とし、この期間の単年度損益を黒字化して、必要資金を確保するため、現在の料金により見込まれる5年間の収入から14.4%の増収となるよう値上げが必要です。

（全体請求件数の約3分の2を占める1か月当たりの使用水量が20m³までの使用者の料金は500円以内の値上げとなります。）

料金体系の変更

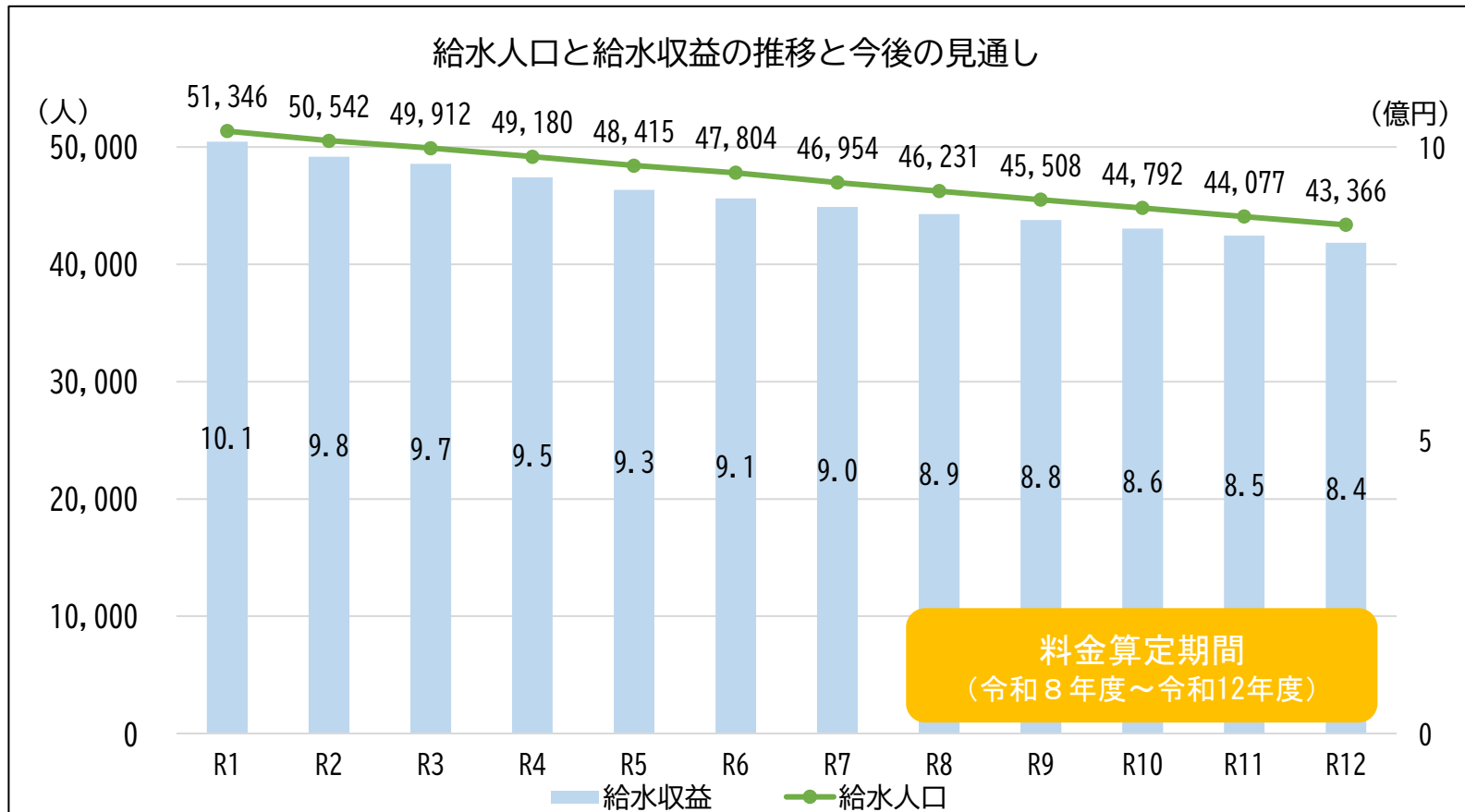
- ◆ 基本料金を「用途別」から水道メーターの「口径別」に変更します。
- ◆ 基本料金に含まれていた基本水量を廃止します。
（使用水量1 m³から従量料金がかかります。）



3 水道料金の値上げについて（水道事業の経営環境）

料金収入の減少

- 給水人口の減少に伴い使用水量（有収水量）が減少する見込みです。そのため、収入のほとんどを占める料金収入も減少することになります。



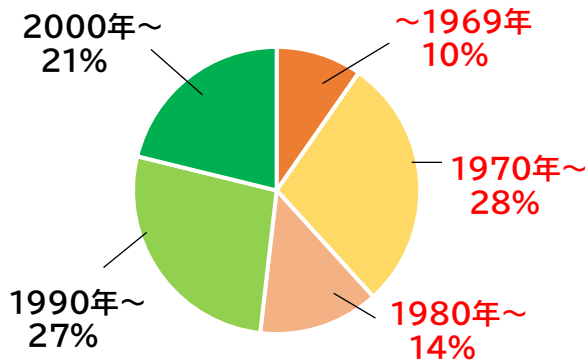
- ・企業団との統合後の推移（令和元年度から令和5年度までは実績値）
- ・令和12年度は今回の料金改定における料金算定期間の最終年度
- ・給水人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに推計
- ・令和2年度と令和4年度の給水収益は、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し実施した基本料金減免前の値です。

3 水道料金の値上げについて（水道事業の経営環境）

水道施設の老朽化への対応

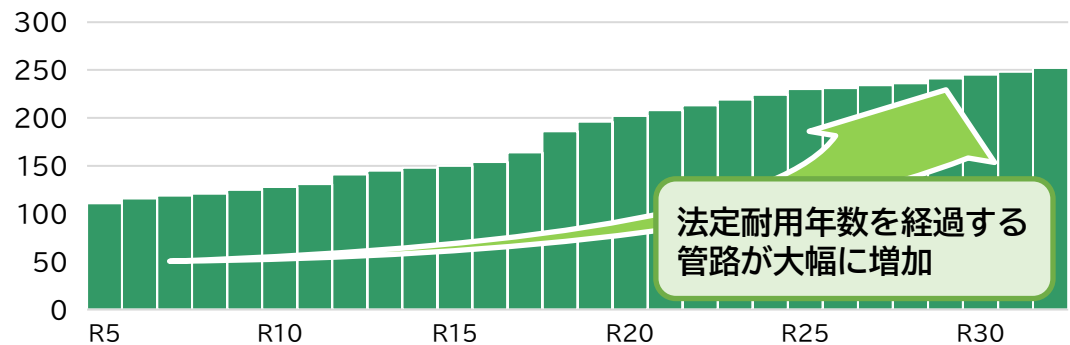
- ・ 阪南市域で1960年代半ば（昭和40年頃）から2003年頃（平成15年頃）までの間に集中的に整備した水道管が順次法定耐用年数(40年)を迎えます。
※実際の更新は企業団の更新基準年数（水道管の場合、種類によって40年～80年）に基づき、水道管の状況に応じて行います。
- ・ 漏水を防止し、安定給水を確保するため、料金収入が減少する中であっても財源を確保して、水道施設の更新・耐震化を計画的に進める必要があります。

布設年代別水道管延長



(km)

法定耐用年数(40年)経過 水道管延長



令和5年度
全水道管延長 **283km**

うち法定耐用年数を超過した管路
148km 52%

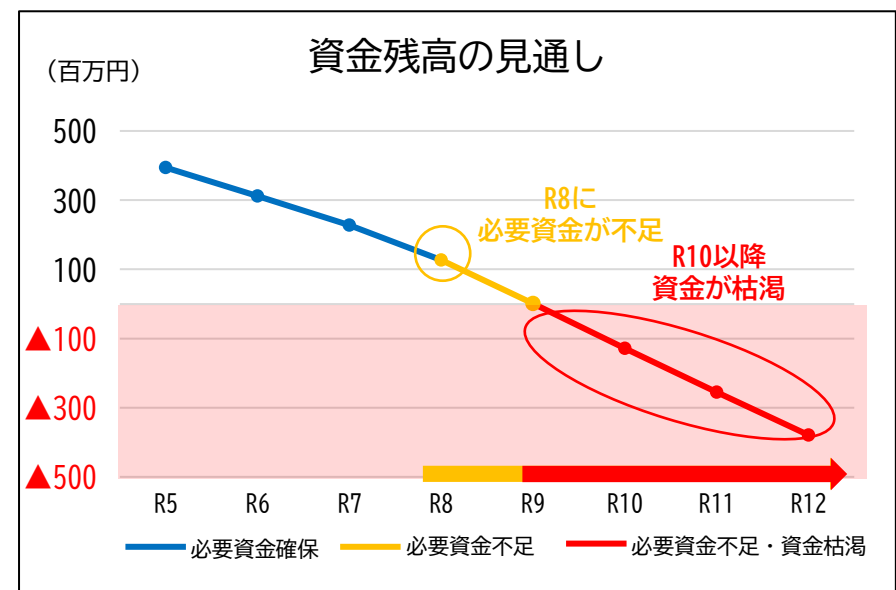
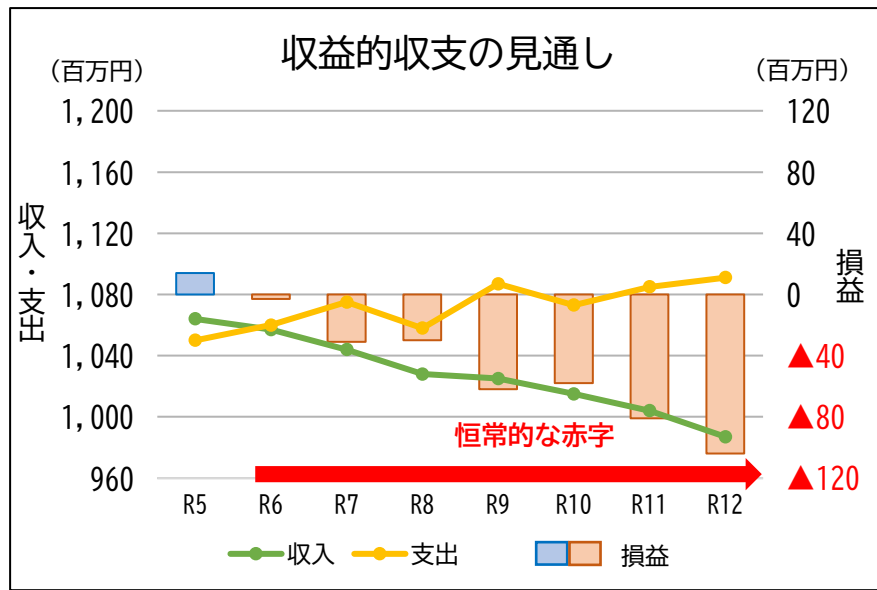
更新に取り組まなければ30年後…

法定耐用年数超過管路 **259km 92%**

3 水道料金の値上げについて（今後の財政収支の見通し）

収支の見通し（現行の料金）

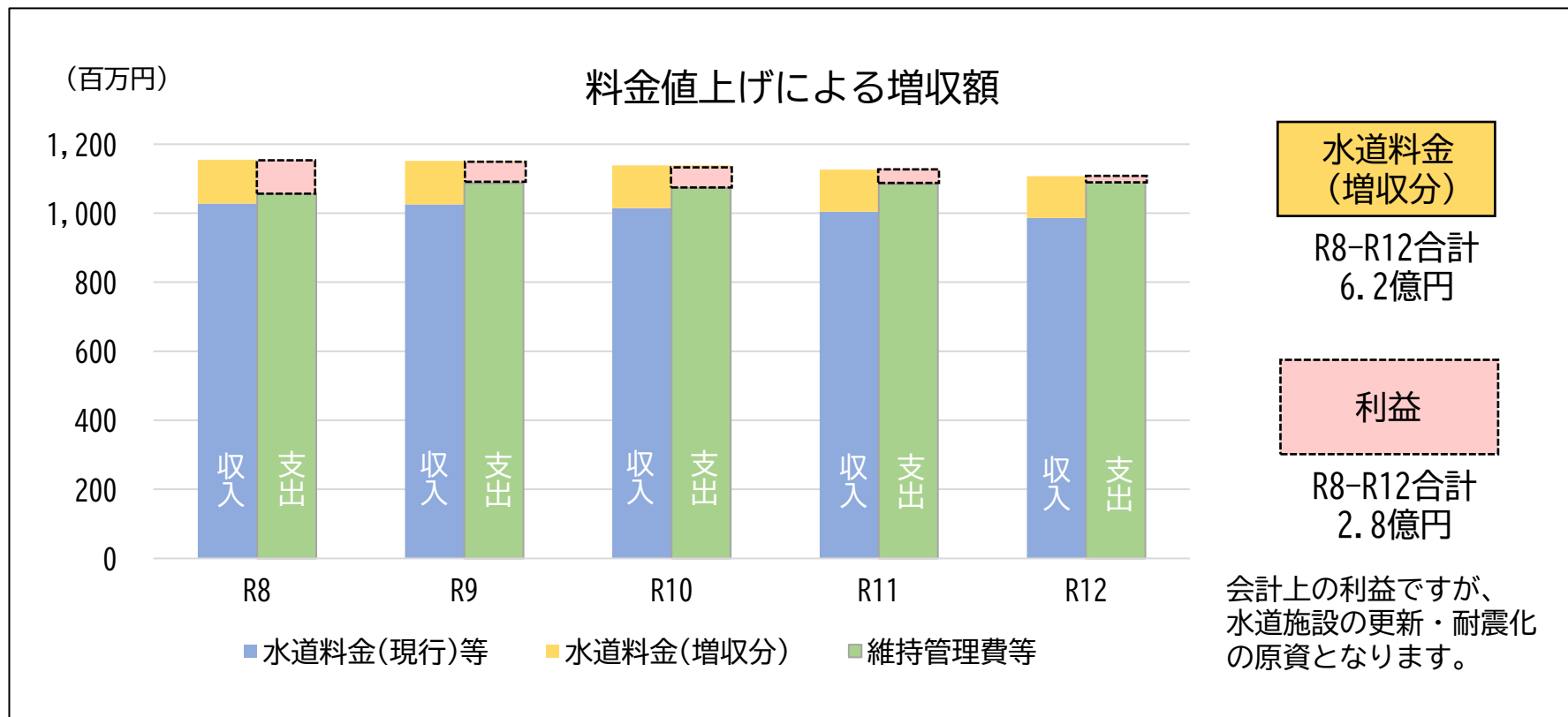
- 令和12年度までの収支については、収入が減少し続ける一方で、支出についてはこれまでとほぼ同水準で推移すると見込んでおり、単年度損益は恒常的な赤字となります。
- また、令和8年度に事業運営に必要な資金が不足し、令和10年度には資金が枯渇します。



・収益的収支: 1事業年度における営業活動に伴い発生する収益(収入)とそれに対応する費用(支出)

3 水道料金の値上げについて（必要な料金の増収額）

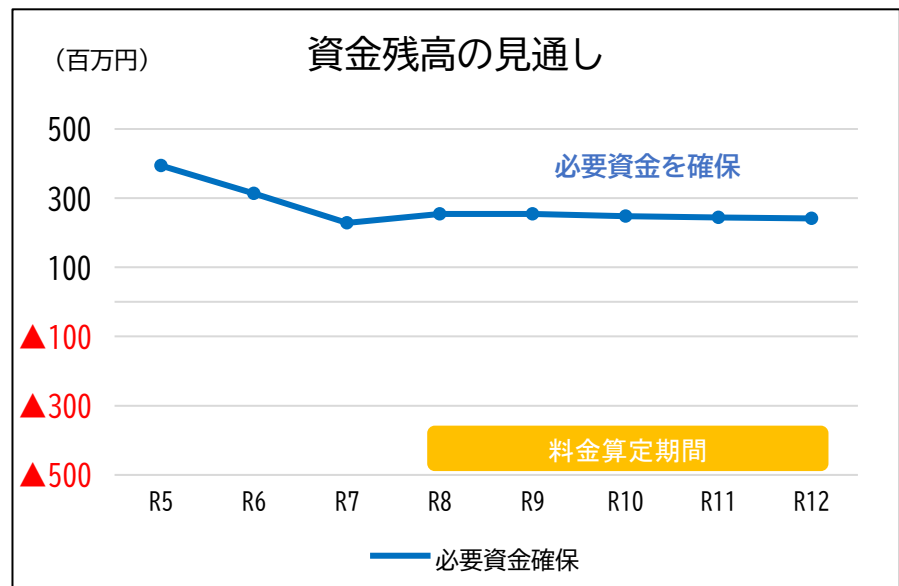
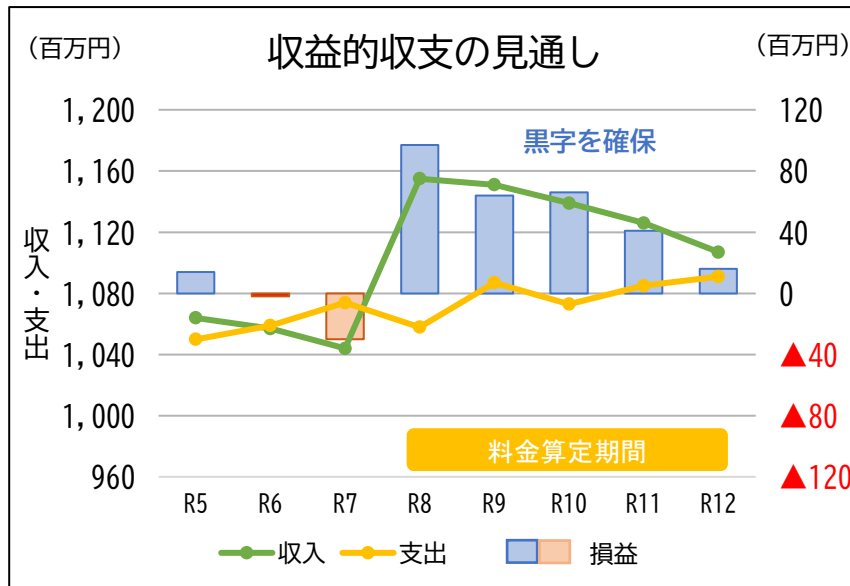
- これまで様々な経営改善に取り組み、現在の料金の維持に努めてきましたが、値上げによる経営の健全化が必要な状況です。
- 今回の料金改定においては、料金算定期間である令和8年度から令和12年度までの単年度損益を黒字化して、必要な資金を確保するため、現在の料金により見込まれる5年間の収入から14.4%の増額となるよう値上げが必要です。



3 水道料金の値上げについて（今後の財政収支の見通し）

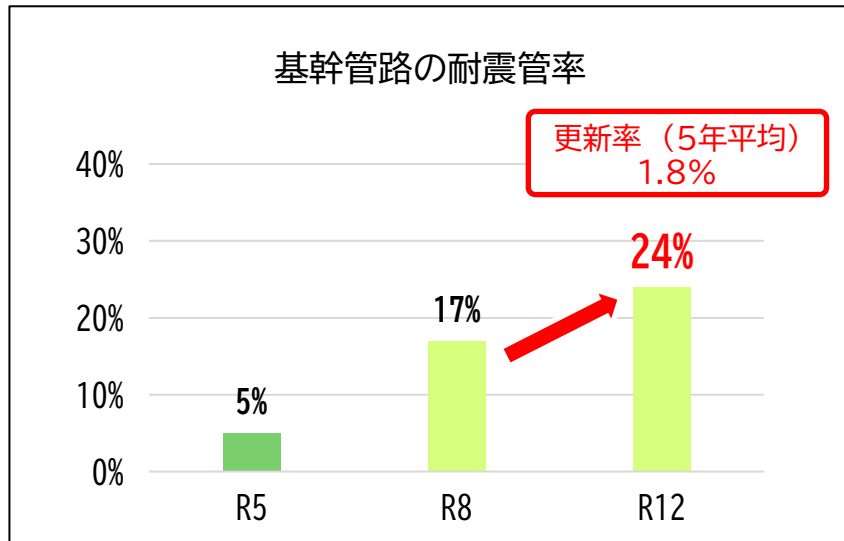
収支の見通し（改定後の料金）

- 今回、水道料金を値上げした場合、料金算定期間（令和8年度から令和12年度）において、単年度損益の黒字が確保でき、かつ事業運営に必要な資金を確保できる見込みです。



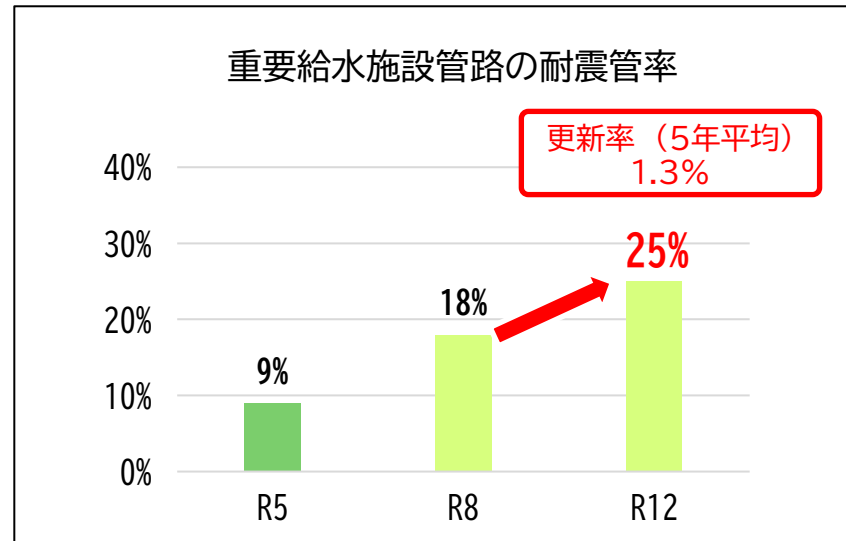
3 水道料金の値上げについて（事業費の確保について）

- ・ 値上げにより5年間で約29.7億円の事業費を確保し、水道管をはじめ水道施設の更新・耐震化を進めます。
- ・ 災害時においても給水を継続できるよう、「基幹管路」や医療機関、避難所等の「重要給水施設」への供給ルートとなる管路を優先的に更新します。
- ・ 水需要の減少を考慮し、施設や設備の更新時にダウンサイジング(設備の規模の縮小、水道管の口径の縮小など)を行います。



【参考】令和4年度全国平均 基幹管路（耐震管率28%・更新率0.6%）

基幹管路の耐震管率を高めることで
災害時でもできる限り給水を
維持できるよう取り組みます。



重要給水施設管路の耐震管率を高めることで
医療機関、避難所への
給水を確保します。

3 水道料金の値上げについて（企業団統合後の取組）

- 企業団との統合による広域化のメリットを活かし、水道事業の運営基盤の強化を図り、料金負担を軽減できるよう経営改善に取り組みます。

運営基盤の強化

危機管理体制の強化、技術力の強化など

- ① 災害時における応急給水活動等、バックアップ体制の充実
 - ・企業団との統合後、組織的な応援体制による災害対応が可能となっています。
- ② 技術職員の採用、育成、配置
 - ・技術職員（土木職員、設備職員、水質職員等）の採用、育成、配置により、技術継承や技術力の強化に取り組んでいます。

収入の確保

令和8年度～令和12年度（料金算定期間）の国交付金の見込額：5億5,900万円

- ① 企業団との統合に伴う国からの交付金（令和元年度から令和10年度まで）を活用します。
- ② 令和11年度以降も地震対策等に係る国からの交付金の確保に努めます。

【参考】令和元年度～令和10年度の国交付金の見込額：11億4,300万円

支出の削減

令和8年度～令和12年度（料金算定期間）の支出削減の効果額：1億3,100万円

- ① 阪南水道センターと3水道センター（泉南・田尻・岬）が共同で水道料金徴収等業務の委託を発注することで委託費の削減に取り組んでいます【令和4年4月から】。
- ② 阪南水道センターと3水道センターを統合し、一体的かつ効率的な水道事業の運営を行います【令和8年4月から】。
- ③ 業務の統一化を進め、現在の毎月検針・徴収（1か月に1度、1か月分の水道料金等のお支払い）から、隔月検針・徴収（2か月に1度、2か月分の水道料金等のお支払い）に変更することで効率化を図ります【令和9年4月から】。

ご理解よろしく
お願いします



【内訳】① 共同発注による効果額：約500万円、② 水道センターの統合による効果額：約7,000万円、
③ 隔月検針・徴収とすることによる効果額：約5,600万円

4 水道料金体系の変更について

口径別料金体系への変更

- 水道メーターの口径(水道管の太さ)は大きくなるほど1度に流すことができる水の量が多くなります。
- 水道の施設は、水道メーターの口径に基づく水の使用量を前提に整備するため、口径の大きさに応じた基本料金の負担を求めることとし、「用途別料金体系」から「口径別料金体系」への変更を行います。

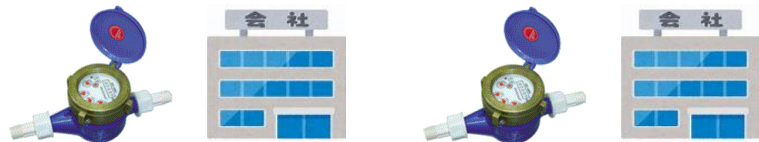
【用途別料金体系】

【家事用】



口径 13mm、20mm、25mm

【営業・会社・官公署用】



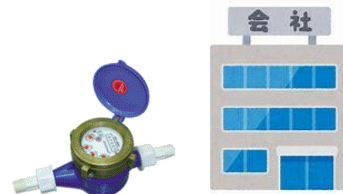
口径 13mm、20mm、25mm

口径 30mm以上

【口径別料金体系】



口径
13mm、20mm、25mm



口径
13mm、20mm、25mm



口径 30mm以上

<用途別から口径別への変更のイメージ図>

4 水道料金体系の変更について

基本水量について

- 基本水量とは、基本料金に含まれる一定の使用水量のことです。
- 阪南水道事業では全ての用途別基本料金において基本水量が設定されています。

基本水量の廃止

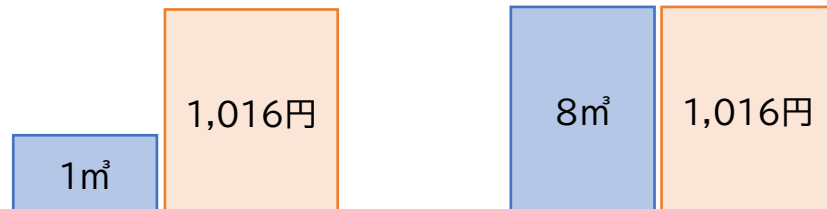
- 基本水量は、主にご家庭において公衆衛生上の観点から、生活用水としての水の使用を促す目的で設定されました。
- 水道が十分に普及した現在では、基本水量の役割は一定終えていると考えられます。
- 基本水量以内であれば、使用水量にかかわらず料金が同じになり、節水努力が反映されないしくみです。
- これらのことから、基本水量を廃止し、1m³から使用水量に応じた従量料金を設定します。

【家事用の場合】



現行料金では、使用水量が8m³までは同じ料金です。

基本料金＝1,016円(税込) 基本水量＝8m³まで



※ 現行料金表（家事用） 基本料金924円（税抜）×消費税＝1,016円

5 改定後の料金について

現行の料金表と改定後の料金表の比較

<現行料金表(家事用)>

(税抜)

基本料金

0 m³~8 m³・・・924円

従量料金単価

9 m³~10 m³・・・131円/m³
 11 m³~15 m³・・・150円/m³
 16 m³~20 m³・・・169円/m³
 21 m³~30 m³・・・206円/m³
 31 m³~50 m³・・・243円/m³
 51 m³~100 m³・・・290円/m³
 101 m³~200 m³・・・346円/m³
 201 m³以上・・・383円/m³

口径	水道メーター 使用料
13mm	58円
20mm	86円
25mm	96円
30mm	143円
40mm	181円
50mm	1,143円
75mm	1,334円
100mm	1,619円

改定

<新料金表>

(税抜)

口径	基本料金
13mm	1,090円
20mm	1,121円
25mm	2,044円
30mm	2,891円
40mm	5,045円
50mm	8,082円
75mm以上	18,679円

従量料金単価

1 m³~8 m³・・・17円/m³
 9 m³~10 m³・・・150円/m³
 11 m³~15 m³・・・167円/m³
 16 m³~20 m³・・・185円/m³
 21 m³~30 m³・・・232円/m³
 31 m³~50 m³・・・282円/m³
 51 m³~100 m³・・・335円/m³
 101 m³~200 m³・・・396円/m³
 201 m³以上・・・427円/m³

水道ご使用量のお知らせ

ご使用者氏名

お客様番号	整理番号	用途	口径
今回指示数	(-)前回指示数	(+)旧メーター水量	

今回ご使用水量	水道料金	下水道使用料
使用料金	円	円
請求額	円	円
(水道料金+下水道使用料)		

水道メーターの
口径は？

検針時に配付する
お知らせに
メーター口径を
(13mmの場合は 013)
(20mmの場合は 020)
と記載しています。

今回の改定は
「水道料金」のみです。

【水道料金の計算方法(新料金表)】

水道メーター口径20mmで1か月に20m³使用した場合

水道料金・・・3,648円(①+②+③)

= 基本料金・・・1,121円 ①

+

従量料金・・・2,196円 ②

(17円×8m³+150円×2m³+167円×5m³+185円×5m³)

+

消費税・・・331円 ③

5 改定後の料金について

使用水量ごとの1か月当たりの水道料金



水道メーター口径 13mmの場合

1か月当たりの水道料金(税込)



1か月に **10m³** をご使用

現行料金

1,368円

改定後(令和8年4月)

1,678円

+310円



1か月に **20m³** をご使用

現行料金

3,122円

改定後(令和8年4月)

3,614円

+492円



1か月に **30m³** をご使用

現行料金

5,388円

改定後(令和8年4月)

6,166円

+778円

5 改定後の料金について

使用水量ごとの1か月当たりの水道料金



水道メーター口径 20mmの場合

1か月当たりの水道料金(税込)



1か月に **10m³** をご使用

現行料金

1,399円

改定後(令和8年4月)

1,712円

+313円



1か月に **20m³** をご使用

現行料金

3,153円

改定後(令和8年4月)

3,648円

+495円



1か月に **30m³** をご使用

現行料金

5,419円

改定後(令和8年4月)

6,200円

+781円

5 改定後の料金について

改定後の料金表の適用時期・徴収方法の変更

- 料金改定は令和8年4月1日から施行しますが、以下のとおり**令和8年6月にお支払いいただく水道料金(令和8年5月検針分)**から新料金を適用します。

年月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	～	令和9年2月	令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月	令和9年6月
検針・支払	2月分 ↓ ● 検針	3月分 ↓ ● 検針	4月分 ↓ ● 検針	5月分 ↓ ● 検針	6月分 ↓ ● 検針	～	偶数月 検針地区 2月分 ↓ ● 検針	検針・徴収方法変更 3・4月分 ↓ ● 検針	5・6月分 ↓ ● 検針		
		3/17支払 (支払日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。)	4/17支払	5/17支払	6/17支払	～	奇数月 検針地区 2月分 ↓ ● 検針	3月分 ↓ ● 検針	4・5月分 ↓ ● 検針	6・7月分 ↓ ● 検針	
	4月検針分 まで旧料金		5月検針分 から新料金								

※ 令和9年4月から毎月検針・徴収を偶数月検針地区、奇数月検針地区に分けて**隔月検針・徴収(2か月に1度、2か月分の水道料金等のお支払い)**に変更します。なお、偶数月・奇数月のいずれの検針地区となるかは、広報等でご案内します。

※ 令和9年4月から**クレジットカード決済が可能**となります。

これからも安全な水道水を
安定してお届けするため
市民の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。



検討内容の詳細は・・・

下記の企業団ウェブページ(大阪広域水道企業団 経営・事業等評価委員会 阪南水道事業
料金検討部会)をご覧ください。

<https://www.wsa-osaka.jp/suido/hannan/12903.html>



【お問い合わせ先】
大 阪 広 域 水 道 企 業 団
経 営 管 理 部 経 営 企 画 課
電 話 : 0 6 - 6 9 4 4 - 6 8 6 4